

水産業改良普及事業交付金

91（91）百万円

対策のポイント

沿岸漁業等の生産性の向上、漁家経営の改善等のため、沿岸漁業等の従事者に対し、沿岸漁業等に関する技術及び知識の普及を行い、沿岸漁業者等の自主的活動の促進を図ります。

（事業例）

- ・意欲ある担い手の確保・育成に係る指導
- ・消費者に受け入れられる水産物の生産に係る指導
- ・資源管理型漁業及びつくり育てる漁業のための意識啓発、技術普及
- ・漁場環境保全のための意識啓発、技術普及

政策目標

新規就業者数の確保

<内容>

水産業改良普及事業を実施するために必要な基礎的な経費に対し、交付金を交付します。

- （１）普及指導員設置費
水産業普及指導員の設置に要する経費
- （２）普及活動費
水産業普及指導員が行う普及活動に要する経費
- （３）普及指導員室運営費
巡回指導施設、普及活動器材等の設置等に要する経費
- （４）普及指導員研修費
普及指導員の研修に要する経費

【担当課：水産庁研究指導課 03-3502-0358（直）】